

議案第3号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年6月14日提出

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

第134条の35 略

2 略

3 第1項の規定による申請は、2人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者からすることができる。この場合において、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は法第144条の21第2項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第1項の申請書に免税軽油使用者ごとにその氏名又は名称を記載した施行令第43条の15第9項の明細書を添付しなければならない。

4・5 略

6 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に免税軽油使用者の氏名又は名称を記載しなければならない。

7・8 略

(自動車税の課税免除)

第137条 略

第134条の35 略

2 略

3 第1項の規定による申請は、2人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者からすることができる。この場合において、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は法第144条の21第2項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第1項の申請書に免税軽油使用者ごとに記名押印した施行令第43条の15第9項の明細書を添付しなければならない。

4・5 略

6 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に記名押印しなければならない。

7・8 略

(自動車税の課税免除)

第137条 略

2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(10) 略

(11) 交通が著しく不便な地域における地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者に必要な交通の確保のために県又は市町村が交付する補助金を受けて道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1号に規定する交通空白地有償運送を行う特定非営利活動法人が所有する自動車で専ら当該交通空白地有償運送の用に供するもの

2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(10) 略

(11) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）

第2条第1項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域における地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者に必要な交通の確保のために県又は市町村が交付する補助金を受けて道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1項第1号に規定する交通空白地有償運送を行う特定非営利活動法人が所有する自動車で専ら当該交通空白地有償運送の用に供するもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。